

厚生年金保険・国民年金事業の概況

(令和 4 年 9 月現在)

この統計では基本的に、被用者年金一元化により新たに厚生年金保険の適用対象となった、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団の情報を含まない。

1. 総括

(1) 適用状況

- 令和4年9月末の国民年金と厚生年金保険（第1号）の被保険者数は、6,271万人であり、前年同月に比べて、6万人（0.1%）減少している。

表 1 制度別適用状況

	事業所数	被保険者数(人)			標準報酬月額 の平均 (円)
		総数	男子	女子	
厚生年金保険（第1号）	2,649,234	41,280,843	25,009,485	16,271,358	322,266
船員以外	2,645,159	41,229,005	24,957,647	16,271,358	322,140
一般男子	・	24,957,215	24,957,215	・	365,087
女子	・	16,271,358	・	16,271,358	256,267
坑内員	・	432	432	・	373,125
（再掲）短時間労働者	40,490	597,271	149,902	447,369	150,823
船員	4,075	51,838	51,838	・	422,680
国民年金	・	21,430,675	7,457,483	13,973,192	・
第1号	・	13,786,105	7,263,139	6,522,966	・
任意加入	・	193,874	73,584	120,290	・
第3号	・	7,450,696	120,760	7,329,936	・
合計	・	62,711,518	32,466,968	30,244,550	・

注. 厚生年金保険（第1号）の被保険者のうち、坑内員及び船員は全員男子とみなした。

(2) 給付状況

- 令和4年9月末の国民年金、厚生年金保険（第1号）及び福祉年金の受給者数（同一の年金種別を除く延人数）は、4,462万人であり、前年同月に比べて、12万人（0.3%）減少している。

表 2 制度別年金受給者数

(単位：人)

	総 数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号） 計	36,064,257	15,725,743	14,088,168	494,051	5,741,968	14,327
旧共済組合を除く	35,773,176	15,555,598	14,030,829	491,842	5,680,951	13,956
旧 法	609,189	193,190	139,780	26,299	236,274	13,646
新 法	35,149,459	15,358,313	13,890,545	464,675	5,435,926	・
（再掲）基礎あり	27,429,240	14,354,102	12,692,062	318,120	64,956	・
基礎または定額あり	27,106,660	14,398,230	12,708,430	・	・	・
基礎繰上げあり	2,006,610	620,765	1,385,845	・	・	・
基礎繰上げなし	25,100,050	13,777,465	11,322,585	・	・	・
基礎及び定額なし	2,142,198	960,083	1,182,115	・	・	・
船員保険（旧法）	14,528	4,095	504	868	8,751	310
旧共済組合 計	291,081	170,145	57,339	2,209	61,017	371
旧 法	69,535	49,122	1,483	827	17,732	371
新 法	221,546	121,023	55,856	1,382	43,285	・
（再掲）基礎あり	175,007	120,182	53,645	1,179	1	・
国民年金 計	36,159,529	33,039,119	926,313	2,110,061	84,036	・
（再掲）基礎のみ共済なし・旧国年	7,107,576	5,049,165	320,731	1,707,960	29,720	・
旧法拠出制	503,081	268,319	196,102	31,573	7,087	・
新法基礎年金	35,656,448	32,770,800	730,211	2,078,488	76,949	・
（再掲）基礎のみ	7,770,626	5,892,029	126,302	1,723,578	28,717	・
（再掲）基礎のみ共済なし	6,604,495	4,780,846	124,629	1,676,387	22,633	・
福祉年金	4	4	・	・	・	・
合 計	44,619,543	34,290,582	2,268,774	2,284,813	5,761,047	14,327

- 注 1. 厚生年金保険（第1号）の受給者とは、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。
2. 新法老齢厚生年金（第1号）のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 人数の合計は、厚生年金保険（第1号）と同一の年金種別の基礎年金を併給している者の重複分を控除した数である。
4. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧 J R 共済、旧 N T T 共済、旧 J T 共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者をいう。
5. 「基礎あり」は、同一の年金種別の基礎年金の受給権を有する者をいう。
6. 新法基礎年金のうち、老齢基礎年金の受給資格期間を25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
7. 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。
8. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者をいう。
9. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

○ 令和4年9月末の国民年金、厚生年金保険（第1号）及び福祉年金の受給者の年金総額は、49.9兆円であり、前年同月に比べて、0.0兆円（0.1%）減少している。

表3 制度別受給者年金総額						
	総数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号）計	25,451,252	17,068,743	2,476,294	331,995	5,570,287	3,934
旧共済組合を除く	25,133,316	16,833,294	2,464,128	330,033	5,502,013	3,848
旧法	624,055	294,759	52,667	30,581	242,283	3,765
新法	24,480,752	16,526,709	2,411,288	297,615	5,245,140	・
（別掲）基礎年金	18,628,059	10,115,183	8,180,995	270,214	61,667	・
船員保険（旧法）	28,509	11,826	174	1,836	14,591	82
旧共済組合計	317,935	235,449	12,165	1,962	68,273	86
旧法	122,393	100,037	684	1,135	20,451	86
新法	195,542	135,413	11,481	826	47,822	・
（別掲）基礎年金	129,325	89,120	39,230	974	1	・
国民年金計	24,447,291	22,336,466	215,599	1,810,626	84,601	・
（再掲）基礎のみ共済なし・旧国年	4,688,185	3,117,668	73,082	1,470,747	26,688	・
旧法拠出制	206,426	130,830	44,906	27,608	3,082	・
新法基礎年金	24,240,866	22,205,636	170,692	1,783,018	81,519	・
（再掲）基礎のみ	5,339,684	3,797,742	28,609	1,483,080	30,254	・
（再掲）基礎のみ共済なし	4,481,759	2,986,838	28,175	1,443,140	23,606	・
福祉年金	2	2	・	・	・	・
合計	49,898,545	39,405,211	2,691,892	2,142,620	5,654,888	3,934

注1. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額であり、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額である。

2. 年金総額には一部停止額を含む。

3. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧N T T共済、旧J T共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者の当該年金の年金総額である。

4. 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者の年金総額である。

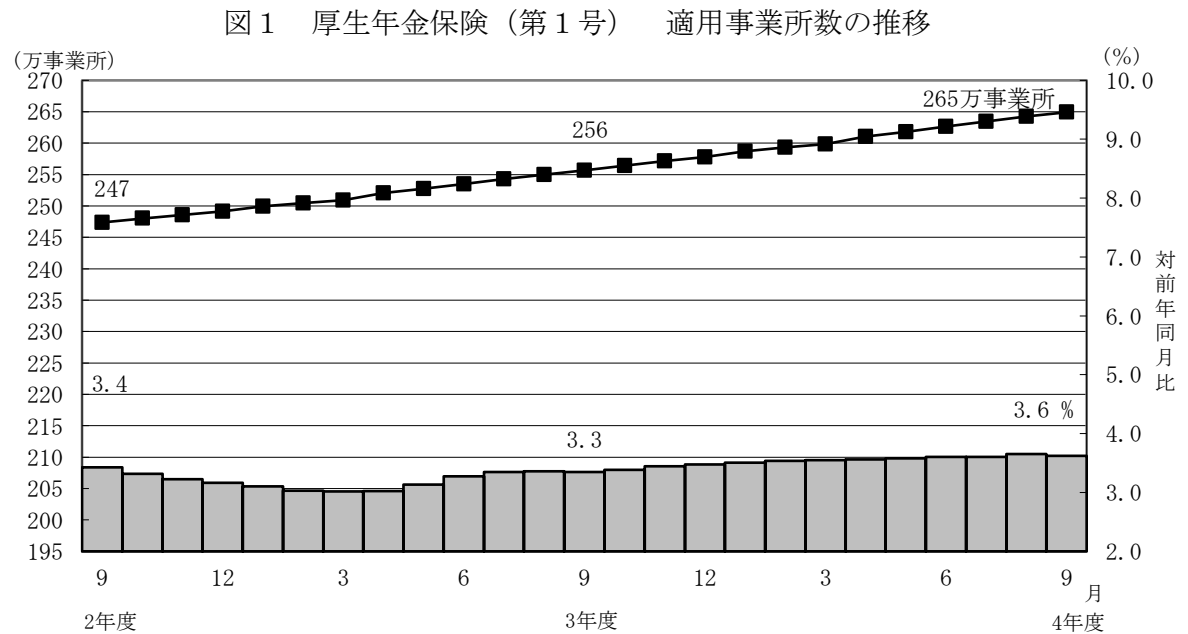
5. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者の年金総額である。

6. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

2. 厚生年金保険

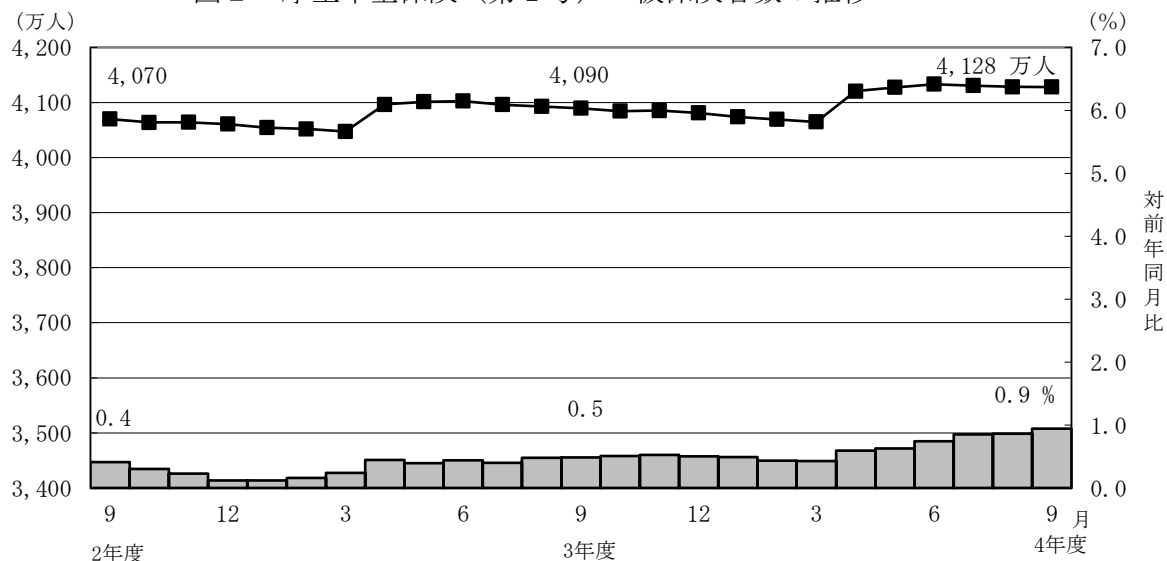
(1) 適用状況

○ 令和4年9月末の厚生年金保険（第1号）の適用事業所数は265万事業所であり、前年同月に比べて9万事業所（3.6%）増加している。



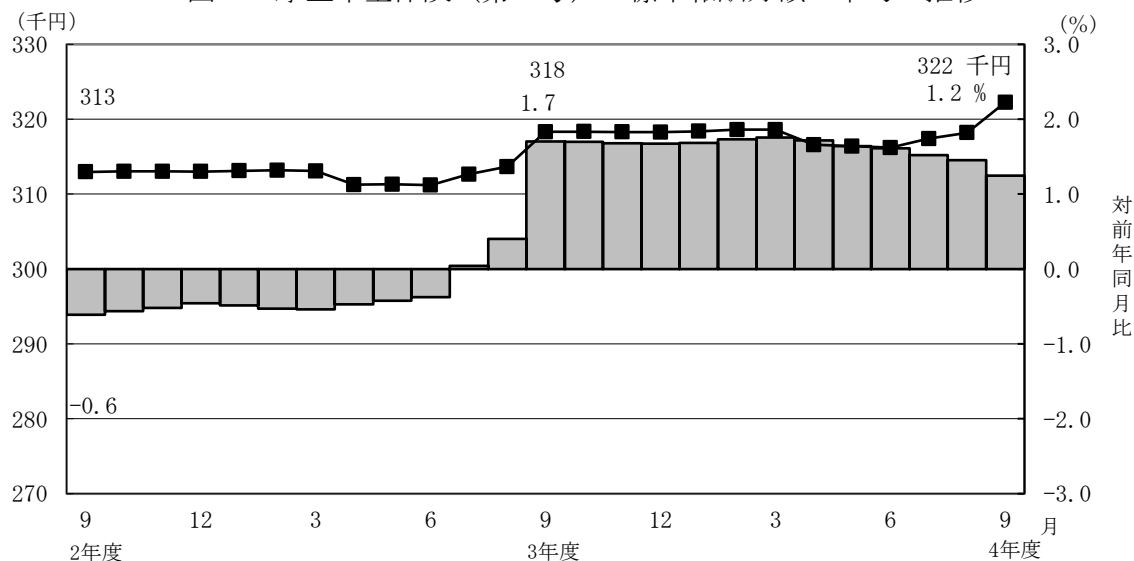
- 厚生年金保険（第1号）の被保険者数は4,128万人となっており、前年同月に比べて38万人（0.9%）増加している。内訳をみると、一般男子が2,496万人（対前年同月比6万人、0.3%増）、女子が1,627万人（対前年同月比32万人、2.0%増）、坑内員が4百人（対前年同月比19人、4.2%減）、船員が5万人（対前年同月比93人、0.2%減）である。

図2 厚生年金保険（第1号） 被保険者数の推移



- 厚生年金保険（第1号）被保険者の標準報酬月額の前平均は、32万2,266円となっており前年同月に比べて1.2%増加している。内訳をみると、一般男子は36万5,087円（対前年同月比1.2%増）、女子は25万6,267円（対前年同月比1.9%増）、坑内員は37万3,125円（対前年同月比1.2%増）、船員が42万2,680円（対前年同月比1.2%増）である。

図3 厚生年金保険（第1号） 標準報酬月額の前平均の推移

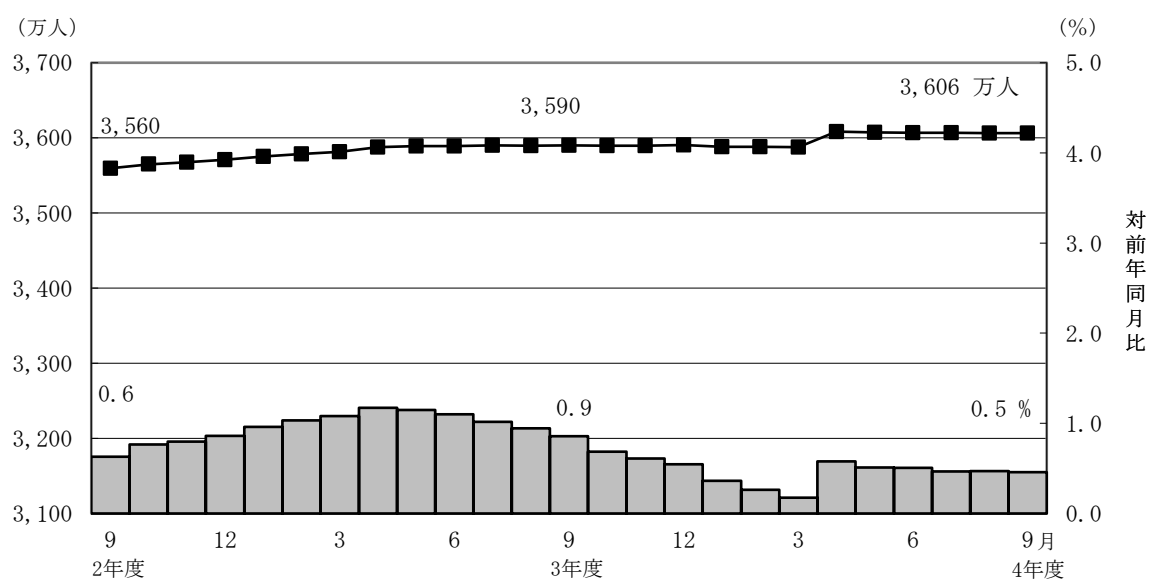


- 厚生年金保険（第1号）被保険者に係る賞与支給事業所数は8万事業所、賞与支給被保険者数は121万人、標準賞与額の前平均は26万8,950円となっている。

（２）給付状況

- 令和4年9月末の厚生年金保険（第1号）受給者数は3,606万人（旧法厚年分61万人、新法厚年分3,515万人、旧法船保分1万人、旧共済分29万人）で、前年同月に比べて16万人（0.5%）増加している。
- 老齢給付の受給者数は2,981万人（旧法厚年分33万人、新法厚年分2,925万人、旧法船保分5千人、旧共済分23万人）で、前年同月に比べて10万人（0.3%）増加している。
- 障害給付の受給者数は49万人（旧法厚年分3万人、新法厚年分46万人、旧法船保分9百人、旧共済分2千人）で、前年同月に比べて2万人（3.5%）増加している。
- 遺族給付の受給者数は576万人（旧法厚年分25万人、新法厚年分544万人、旧法船保分9千人、旧共済分6万人）で、前年同月に比べて5万人（0.9%）増加している。

図4 厚生年金保険（第1号） 受給者数の推移



- 令和4年9月末の厚生年金保険（第1号）の受給者に係る老齢年金の平均年金月額
は、14万4,524円となっている。

○ 令和4年9月末における失業給付との調整に該当する厚生年金保険（第1号）の受給権者数は3万人、高年齢雇用継続給付との併給調整に該当する受給権者数は14万人となっている。

表4 雇用保険の給付と厚生年金保険（第1号）の受給権者に係る老齢厚生年金との調整

		失 業 給 付								
		件数（人）			総停止年金額（千円）			平均停止月額（円）		
		計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満
令和 4 年	4 月	29,255	17,854	11,401	18,669,744	16,449,689	2,220,056	53,181	76,779	16,227
	5 月	31,135	19,366	11,769	19,789,696	17,478,827	2,310,868	52,967	75,213	16,363
	6 月	33,192	20,414	12,778	20,575,269	18,101,400	2,473,869	51,657	73,893	16,134
	7 月	33,290	20,162	13,128	20,263,513	17,734,379	2,529,134	50,725	73,300	16,054
	8 月	32,761	19,797	12,964	19,781,689	17,279,892	2,501,797	50,318	72,738	16,082
	9 月	31,345	18,850	12,495	18,841,488	16,416,104	2,425,384	50,092	72,573	16,176

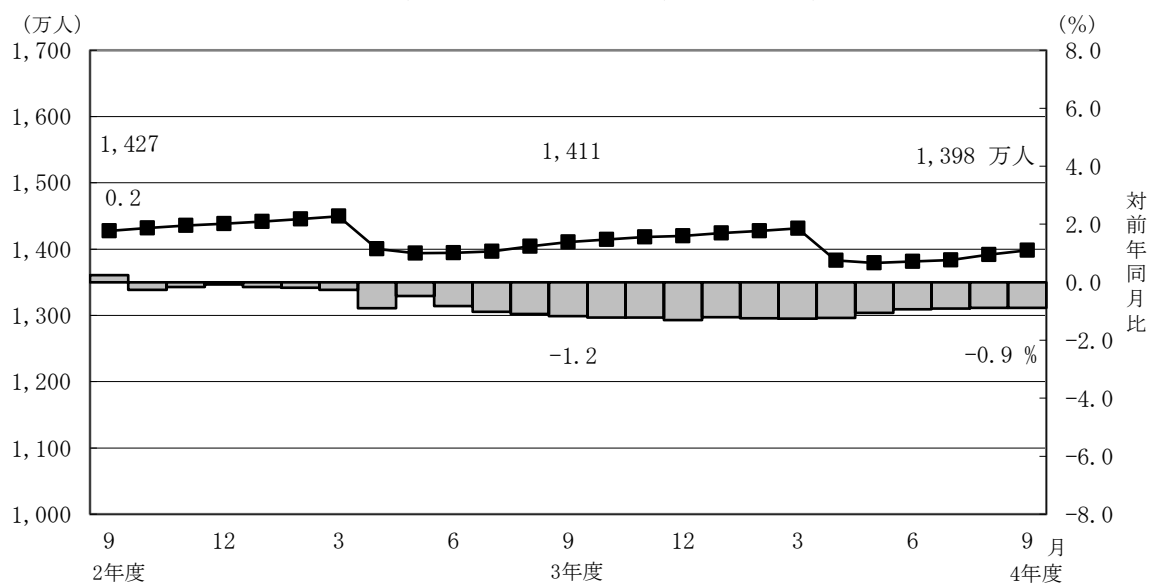
		高 年 齢 雇 用 継 続 給 付								
		件数（人）			高年齢雇用継続給付による停止総額（千円）			平均停止月額（円）		
		計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満
令和 4 年	4 月	152,305	146,075	6,230	20,057,676	19,485,938	571,737	10,975	11,116	7,648
	5 月	148,820	142,764	6,056	19,552,933	19,011,162	541,771	10,949	11,097	7,455
	6 月	148,238	142,496	5,742	19,621,635	19,098,856	522,780	11,030	11,169	7,587
	7 月	148,382	142,843	5,539	19,711,293	19,200,212	511,082	11,070	11,201	7,689
	8 月	145,338	139,739	5,599	19,212,891	18,701,097	511,794	11,016	11,152	7,617
	9 月	138,070	132,768	5,302	18,387,856	17,895,167	492,689	11,098	11,232	7,744

3. 国民年金

(1) 適用状況

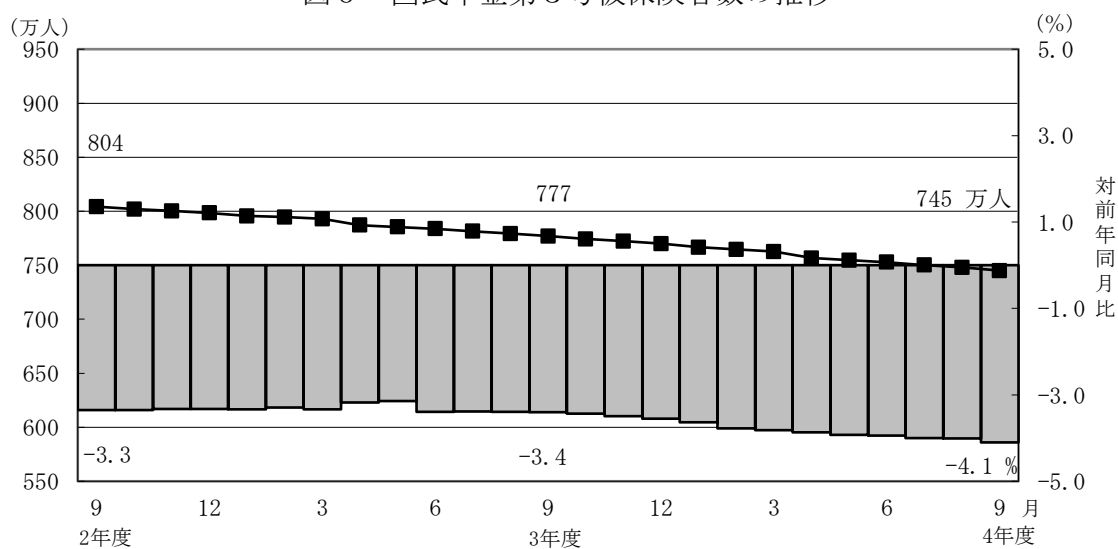
- 令和4年9月末の第1号被保険者数（任意加入被保険者を含む。）は、1,398万人となっており、前年同月に比べて13万人（0.9%）減少している。内訳をみると、男子は734万人（対前年同月比6万人、0.8%減）、女子は664万人（対前年同月比7万人、1.0%減）である。

図5 国民年金第1号被保険者数（任意加入を含む）の推移



- 第3号被保険者数は745万人となっており、前年同月に比べて32万人（4.1%）減少している。内訳をみると、男子は12万人（対前年同月比3千人、2.5%増）、女子は733万人（対前年同月比32万人、4.2%減）となっている。

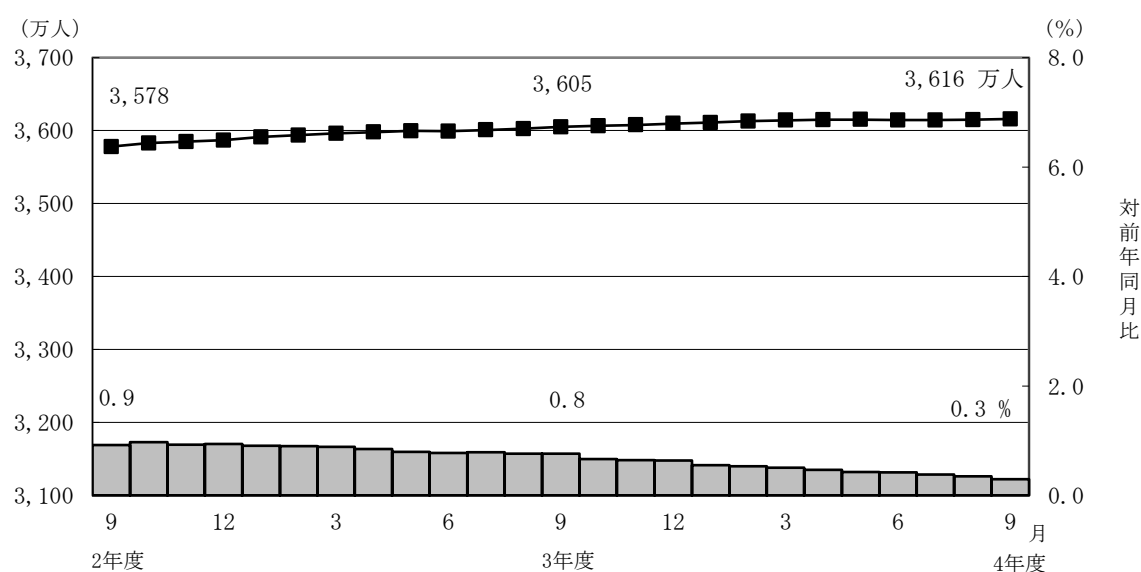
図6 国民年金第3号被保険者数の推移



（２）給付状況

- 令和4年9月末の国民年金受給者数は3,616万人（旧法拠出制50万人、基礎年金3,566万人）で、前年同月に比べて11万人（0.3%）増加している。
- 老齢給付の受給者数は3,397万人（旧法拠出制46万人、基礎年金3,350万人）で、前年同月に比べて6万人（0.2%）増加している。
- 障害給付の受給者数は211万人（旧法拠出制3万人、基礎年金208万人）で、前年同月に比べて5万人（2.2%）増加している。
- 遺族給付の受給者数は8万人（旧法拠出制7千人、基礎年金8万人）で、前年同月に比べて1千人（1.6%）減少している。

図7 国民年金受給者数の推移



- 国民年金の老齢年金・25年以上の受給者の平均年金月額は、令和4年9月末で5万6,338円となっている。
老齢年金・25年以上の新規裁定者（受給者）の平均年金月額は、5万3,261円となっている。
- 旧法老齢年金受給権者及び同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金の老齢給付の受給権者について繰上げ受給の状況をみると、9月は新規裁定者1万人のうち繰上げ受給権者が6百人となっており、繰上げ受給率は5.6%である。なお、令和3年度新規裁定者の繰上げ受給率は4.7%となっている。